

瀬戸市企業アンバサダー設置要綱

(設置)

第1条 せとまちブランディング戦略に基づき、瀬戸市内に事業所又は事務所を有する企業がそのネットワーク等を活用し、主体的に本市の魅力を広く発信することにより、市内はもとより市外を中心に市のイメージアップ及び認知度の拡大を図るため、瀬戸市企業アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 アンバサダーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本市のシティプロモーションにつながる主体的な広報活動に関すること。
- (2) 本市が主催又は後援する催し等への参加・協力に関すること。
- (3) 従業員に対する瀬戸市への定住促進の情報提供に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める活動に関すること。

(認定申請)

第3条 アンバサダーの認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、瀬戸市企業アンバサダー認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、申請者をアンバサダーとして認定し、瀬戸市企業アンバサダー認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 アンバサダーの認定に当たっては、瀬戸市シティプロモーション戦略推進会議の意見を聴くことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、不適切であると認めるときは、瀬戸市企業アンバサダー不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(報酬等)

第5条 アンバサダーに対する報酬及び活動に係る経費は支給しない。

2 市長は、アンバサダーに対し、活動支援のために、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 瀬戸市ロゴマークのデータ
- (2) 瀬戸市のポスター、パンフレット等各種刊行物
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(禁止行為)

第6条 アンバサダーは、次に掲げる行為及びそのおそれがある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為

- (2) アンバサダーの地位を営利目的で使用する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がアンバサダーとして不適当と認める行為
(認定の変更)

第7条 アンバサダーは、第3条の規定により申請した内容に変更がある場合は、速やかに瀬戸市企業アンバサダー変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) アンバサダーから辞任の届出があったとき。
 - (2) 第6条各号に掲げる禁止行為を行ったとき。
 - (3) その他市長が認定を取り消すことが適当であると認めたとき。
- 2 前項第1号の届出は、瀬戸市企業アンバサダー辞任届(様式第5号)によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定によりアンバサダーの認定を取り消すときは、当該アンバサダーに対し、瀬戸市企業アンバサダー認定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。
- 4 第1項の規定によりアンバサダーの認定を取り消した場合において、市は責任を負わない。

(守秘義務)

第9条 アンバサダーは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。認定を取り消した後も同様とする。

(免責事項)

第10条 アンバサダーが第2条各号に規定する活動の範囲を逸脱する行為、第6条各号に掲げる禁止行為を行ったことにより第三者に損害等を与えた場合は、当該アンバサダーが全ての責任を負うこととし、市はその賠償の責めを負わない。

(庶務)

第11条 アンバサダーに関する庶務は、市長直轄組織シティプロモーション課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から施行する。